

有効期間満了日 令和10年3月31日

熊生環第319号

令和6年6月6日

喫煙専用室等の設置に係る構造及び設備の変更の取扱いについて（通達）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）に規定される風俗営業及び特定遊興飲食店営業（以下「風俗営業等」という。）の営業所については、増築、改築その他の行為による営業所の構造又は設備の変更を伴う場合には、法第9条第1項（法第31条の23で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、あらかじめ公安委員会の承認を受けなければならないとされているところ、健康増進法に伴う喫煙専用室等の設置については、令和6年7月1日から、下記のとおり取り扱うこととするので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 喫煙専用室等の設置に伴う構造及び設備の変更の取扱い

風俗営業等の営業所のうち客室における喫煙専用室等の設置が必要なものにあつては、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、当該喫煙専用室等の設置は、法第9条第3項第2号（法第31条の23で準用する場合を含む。以下同じ。）として取り扱うこととする。

- (1) 喫煙専用室等を仕切る壁等について、同室の内部が同室の外側から容易に見通すことができるものであること
- (2) 喫煙専用室等の設置及び利用により客室内部の見通しを妨げるおそれがないこと
- (3) 喫煙専用室等の設置が、健康増進法の施行に伴うものであること

2 客室床面積

客室に設置される喫煙専用室等が、客室と一体となる喫煙専用室の場合は、全体で一つの客室として扱い、客室の床面積については変更しないこととする。

3 届出期間

法第9条第3項第2号に係る届出にあつては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「法施行規則」という。）第20条第2項及び第88条第2項の規定に基づき、同号に規定する変更があつた日から一月（当該変更が照明設備、音響設備又は防音設備に係るものである場合にあつては10日）以内にしなければならないとされているところ、前記1の取扱いにより喫煙専用室等を設置した場合は、同規定のとおり届出をしなければならない。

4 実地調査

変更内容が健康増進法に伴う喫煙専用室等の設置のみの法第9条第1項の規定に基づく申請に係る実地調査については、原則、熊本県風俗環境浄化協会（熊本県防犯協会連合会）に委託せず、申請を受理した警察署の担当で実施するもの

とする。

5 留意事項

- (1) 前記1の取扱いにおいて、営業所が、喫煙専用室等の設置によって法施行規則第7条又は第75条に規定する構造及び設備の技術上の基準に適合しないこととならないよう、営業者に対しては変更在先立ち十分に確認するよう指導するとともに、当該基準に適合するか否か不明な場合には、事前に相談するよう指導すること。
- (2) 営業者から事前相談等がなされた際は、別添資料を参考にして当該基準に適合しているか否かを判断し、疑義が生じた場合は、生活環境課許可等事務担当室指導・管理係に確認した上、回答すること。
- (3) 前記1の取扱いは、法第9条第3項第2号に規定する軽微な変更該当するため、仮に届出がなされない場合には、変更届出義務違反が成立するので留意すること。
- (4) 前記1の取扱いは、健康増進法に伴って既存の客室に喫煙専用室等を設置する場合に限り一定の要件の下に認める措置であることから、喫煙専用室等以外の部屋を設置する場合は、従来どおり法第9条第1項の規定によるので留意すること。